

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条〔名 称〕

当法人は、一般社団法人日本女子サッカーリーグ(略称 なでしこリーグ)といい、英文ではJAPAN WOMEN'S FOOTBALL LEAGUEと表示する。

第 2 条〔主たる事務所の所在地〕

当法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷三丁目 10 番 15 号に置く。

第 3 条〔公 告〕

当法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する。

第 2 章 目的および事業

第 4 条〔目 的〕

当法人は、日本女子サッカーリーグ（以下、「リーグ」という）の運営を通じて、女子サッカーをより広く愛されるスポーツとして普及させることにより、国民の心身の健全な発達を図るとともに、豊かなスポーツ文化を醸成し、わが国の国際社会における交流・親善に寄与することを目的とする。

さらに、日本女子サッカーの活性化を目指し、参加チームの相互の切磋によりレベルアップと普及発展を図り、女子サッカーを愛する人々に夢と希望を与えるリーグにすることを目的とする。

第 5 条〔事 業〕

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① サッカーの試合の主催および公式記録の作成
- ② サッカーの選手、監督および審判等の養成
- ③ サッカーおよびサッカー技術に関する広報普及
- ④ サッカーおよびサッカー技術に関する調査、研究ならびに指導
- ⑤ サッカーに関する国際的な交流および事業の実施
- ⑥ サッカーをはじめとするスポーツの振興および援助
- ⑦ 前各号の他、当法人の目的を達成するために必要となる一切の事業

第 3 章 会員および社員

第 6 条〔会員および社員〕

(1) 当法人の会員は、次のとおりとする。

- ① 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した団体
 - (a) なでしこリーグ 1 部会員（以下、「NL 1 部会員」という）

なでしこリーグ（競技力等において優位にあるものと理事会が承認したチームから構成され

- る女子サッカーリーグ)に属するチームを保有する正会員
- (b) なでしこリーグ2部会員(以下、「NL2部会員」という)
なでしこリーグ(競技力等においてなでしこリーグ1部に次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成される女子サッカーリーグ)に属するチームを保有する正会員
- ② 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体
- ③ 名誉会員 この法人に特に功労のあったもので総会の決議をもって推薦されたもの
- (2) 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という)上の社員とする。

第7条〔入会および入社〕

- (1) 当法人の会員になるためには、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
- (2) 正会員として入会を承認された申込者は、一般法上の社員として入社したものとみなす。

第8条〔会費〕

- (1) 当法人の正会員または賛助会員は、社員総会において別途定める会費を納入しなければならない。
- (2) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- (3) 特別の会費を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第9条〔会員資格の喪失〕

会員は、次の事由によって会員としての資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 死亡、もしくは失踪宣告を受け、または法人である社員が解散したとき
- ③ 除名されたとき

第10条〔退会〕

- (1) 正会員が退会するときは、次リーグ戦の前年の9月末日までに、その理由を付した退会届を理事長に提出して、理事会の承認を得ることを要する。
- (2) 正会員のリーグ戦途中の退会は、これを認めない。
- (3) 正会員以外の会員は、理事長に届け出ることにより、いつでも退会することができる。

第11条〔除名〕

- (1) 会員が次の各号の一に該当するとき等正当な事由がある場合は、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の4分の3以上の多数による決議によって除名することができる。
- ① 当法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- ② 当法人の会員として義務に違反したとき。
- ③ 会費又は臨時会費を5か月以上滞納したとき。
- (2) 前項第1号及び第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条〔会費等の不返還〕

退会した会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第4章 社員総会

第13条〔構成〕

社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

第14条〔開催〕

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の議決権の5分の1以上から付議すべき事項および招集の理由を示して理事会に対して請求があったときに開催する。

第15条〔招集〕

- (1) 社員総会は、理事長が招集する。
- (2) 社員総会を招集するには、正会員に付議すべき事項およびその内容並びに日時ならび場所を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

第16条〔議長〕

定時社員総会の議長は理事長とし、臨時社員総会の議長は、その社員総会において理事長ならびに出席正会員の中から選出する。

第17条〔決議事項〕

社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 事業報告および収支決算に関する事項
- ② 財産目録および貸借対照表に関する事項
- ③ その他社員総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

第18条〔議決権〕

社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

第19条〔定足数等〕

社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものおよび理事会に届け出て承認を得たものを代理人として議決権の行使を委任したものは、出席者とみなす。

第20条〔社員総会の議事録〕

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員および職員

第21条〔役員〕

当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上（うち理事長1名、専務理事および常務理事若干名）
- ② 監事 1名以上

第22条〔役員を選任〕

- (1) 当法人の理事および監事は、社員総会の決議において選任する。
- (2) 理事長・専務理事・常務理事および業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- (3) 理事長は、一般法に定める代表理事とする。

第23条〔理事の職務〕

- (1) 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- (2) 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 常務理事は、理事長および専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。
- (4) その他理事・役付理事および監事の職務権限については、別に定める役員規程に従うものとする。

第24条〔監事の職務〕

監事は、この法人の業務および財産に関し、次の事項その他法令に規定する職務を行う。

- ① 法人の財産の状況を監査すること
- ② 法人の業務執行の状況の調査をすること
- ③ 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときに、これを理事会に報告すること
- ④ 前号の報告をするための必要があるときは、理事会を招集すること

第25条〔役員任期〕

- (1) 当法人の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。
- (2) 当法人の監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。
- (3) 任期の途中で退任した者に代わり選任された理事・監事は、補欠理事・補欠監事とする。
- (4) 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間と同一とする。
- (5) 補欠により選任された監事の任期は、前任者任期の残存期間と同一とする。
- (6) 理事および監事は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第26条〔役員解任〕

- (1) 役員が次の各号のいずれかに該当するとき等解任を相当とするときは、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の4分の3以上の多数による決議を経て、これを解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う社員総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第27条〔役員報酬〕

- (1) 役員は、有給とすることができる。
- (2) 役員報酬は、社員総会においてこれを定める。

第28条〔名誉会長、顧問および参与〕

- (1) 当法人に、顧問および参与を若干名置くことができる。
- (2) 名誉会長、顧問および参与は、総会の推薦により理事長が委嘱する。
- (3) 顧問および参与は、重要事項について理事長または理事会の諮問に応じる。

第29条〔事務局および職員〕

- (1) 当法人の事務を処理するため、事務局員および職員を置く。
- (2) 事務局には、事務局長および職員を置く。
- (3) 事務局長の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。
- (4) 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- (5) 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第6章 理事会

第30条〔構成〕

当法人に理事会を置き、第21条第1号の理事をもって構成する。

第31条〔理事会の開催〕

理事会は、年3回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して請求があったときにも開催することができる。

第32条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務執行の監督
- ③ 代表理事および業務執行理事の選定および解職

第33条〔招集〕

- (1) 理事会は、理事長が招集する。
- (2) 理事会を招集するには、理事および監事に対して、付議すべき事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開催日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第34条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- (2) 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。

第35条〔理事会の決議〕

理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条〔理事会の決議の省略〕

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第37条〔議事録〕

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名または記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 常任理事会

第38条〔常任理事会〕

当法人の事業遂行のため、理事会の決議に基づき常任理事会を置くことができる。

第8章 実行委員会

第39条〔実行委員会〕

当法人の事業遂行のため、理事会の決議に基づき実行委員会を置くことができる。

第9章 資産および会計

第40条〔資産の構成〕

この法人の資産は、次の通りとする。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 入会金および会費
- ③ 財産から生ずる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 寄付金品
- ⑥ その他の収入

第41条〔事業計画および収支予算〕

当法人の事業計画およびこれにともなう収支予算は、理事長が編成し、理事会の承認を経なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第42条〔収支決算〕

- (1) 当法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに社員異動状況届とともに、監事の監査を受け、理事会および社員総会の承認を受けなければならない。
- (2) 当法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会および社員総会の承認を受けて、翌年度に繰り越すものとする。

第43条〔特別会計〕

- (1) 当法人は事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て特別会計を設けることができる。
- (2) 前項の特別会計は、第41条の収支予算および第42条の収支決算に計上しなければならない。

第44条〔長期借入金〕

当法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

第45条〔新たな義務の負担等〕

当法人は、前条の規定に該当するもの、ならびに収支予算で定めるものを除き、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および社員総会の決議を経なければならない。

第46条〔事業年度〕

当法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月末日に終わる。

第47条〔剰余金の分配〕

当法人は、剰余金の分配は行わないものとする。

第10章 定款の変更および解散

第48条〔定款の変更〕

本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第49条〔解散〕

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第50条〔残余財産の処分〕

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体等に贈与するものとする。

第51条〔定款に定めのない事項〕

この定款に定めのない事項については、すべて一般法その他の法令の定めるところによる。

平成23年（2011） 1月24日 作成

平成25年（2013） 6月23日 改正

平成27年(2015) 1月28日 改正
平成29年(2017) 1月20日 改正
令和 2年(2020) 12月17日 改正